

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

**平成28年度
関東十県会夏期研究会のお知らせ**
日時 平成28年8月27日(土) 13時〜
場所 ホテルメトロポリタン高崎



神奈川県のアウトライ
ンと天秤をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

平成28年度通常総会

神奈川県弁護士会として 初の開催

5月24日、横浜情報文化センターにおいて平成28年度通常総会が開催された。開会の宣言に続き、三浦修会長から所信表明があった。

【会長所信表明(要旨)】

機能的で、強く、しなやかな弁護士会
当会は1500名を超え、その意思決定に各会員の意見が十分に反映されていないのではないかとこの危惧を持っている。

その背景には、各会員がなぜ弁護士になったのか、弁護士会に何を求めるのかといった意識の変化があるのではないかと考えている。

各会員は社会正義の実現や基本的人権の尊重を目標として日々業務にあたっているが、このような

初の開催

理念をもって活躍している弁護士を助ける、支えることがその弁護士会の役割ではなからうか。

当会に関わる全ての人が「いい弁護士である」と思ってもらえることを共通の目標として、各会員や各委員会が活動していくことで、機能的で、強く、しなやかな組織を築いていきたい。

4つの取組

まず、1番目に、最重要の課題として不祥事対策に取り組んでいく。弁護士会が存続発展していくためには不祥事は決してあってはならない。前期の竹森執行部が立ち上げた適正化対策室を中心に不祥事対策の体制は整いつつある。必要な会規を制定するなどして一層の充実を図っていききたい。

入退会報告

冒頭、高橋健一郎副会長から新入会員と退会者の報告がなされた。本総会までの1年間の入会者は100名(新規登録69名、登録換え31名)と4法人、退会者は51名。5月24日時点の会員数は1

534名、外国特別会員3名、弁護士法人会員は53法人であった。

一般会務報告

続いて、佐藤正幸前年度副会長から平成27年度一般会務報告がなされた。

当会の歴史の中でも大きな意味を持つ出来事として、平成27年5月の通常総会において、当会の会名を「横浜弁護士会」から「神奈川県弁護士会」に変更する決議がなされた。これに伴い、平成27年度執行部は県内の全市町村への訪問をしたほか、各種の広報活動を通じて会名変更の周知がなされた。また、事務局スタッフが、通常業務と並行して、会名変更に伴う各種の事務手続に奮闘したエピソード等も紹介された。

その他、会規・規則等の改正の効率化を図るため法規集データベースが導入されたほか、憲法問題をテーマとして七夕パレード等のイベントが開催された。

また、不祥事対策として業務適正化対策に関する会規・規則の制定もなされた。

海外との関係では上海弁護士協会との間で相互に訪問がなされたほか、珍しいものとしては県が開

設した動画サイト「かなちゃんTV」内に「KANABENCH」という動画を配信し、会員の素顔を市民に知ってもらう広報活動がなされていることも紹介された。

委員会報告

憲法問題対策本部からは、憲法の基本原則である立憲主義を堅持するため、安全保障関連法案の廃案に向けた街頭宣伝活動等がなされたことが紹介された。

非弁護士取締委員会からは、無資格者による非弁護士の活動の弊害の大きさや当会として積極的に取組をしていく必要性について説明がなされた。

子どもの権利委員会からは、より充実した付添

議場の風景

黒字の決算が続いているが、長期的な支出については慎重な検討が必要であることが訴えられ、その他各種の意見・質問を経て、各議案とも原案どおり承認された。

会規については、懲戒委員会及び懲戒手続に関する会規の一部改正(第4号議案)、綱紀委員会及び綱紀手続に関する会規の一部改正(第5号議案)、委員会通則の一部改正(第6号議案)及び刑事弁護人等の推薦等に関する会規の一部改正(第7号議案)という各議案がいずれも可決された。

また、人事について、第8号議案として綱紀委員会委員、懲戒委員会委員及び予備委員、資格審査委員会及び予備委員の選任が上程され、原案通り可決された。

最後に、第9号議案として、安全保障関連法の廃止を求め、立憲主義の回復をめざす決議が可決された。これは昨年9月の安全保障関連法の成立を受け、当会が立憲主義の回復・擁護のための積極的な取組をしていくことを宣言する決議であることを宣言する決議である。今後、この決議を前提に、様々な活動がなされるものと思われる。

【議案】

第1〜3号議案として、平成27年度収支決算、平成28年度予算、平成29年度4月・5月暫定予算の各議案が上程された。

山ゆり

分かりやすい文章が好きた。何を主張したいかとその根拠が一読してはつきりした文章が好きだ

▼仕事を始めて以降、他人の作成した文章に接する機会も増え、ますますそう感じる。今では、相手方の書面でも、上手いところと嬉しくなるくらいである。そんなこともあって、自分が作成に関わる際には、分かりやすい文章になるよう心がけている▼文章の推敲は結構楽しい。最初は分かりづらかった文章が、構成や表現を工夫してすっきりと分かりやすくなった時には、密かに小さな満足感を覚えている▼しかし、残念ながら、分かりやすい文章を作るのに時間はかかる。日々の業務に追われる中、短時間で作成したものは、大抵が非常に読みにくい。自分で読み返して、何を言いたかったか分かるまでに時間がかかることすらある▼仕事を始めた当初より、提出に耐える最低限の文章になるまでの時間は短くなった(と信じていた)。他方、推敲にかける時間も減っていることを感じる▼私が提出した書面は、果たして多少なりとも進歩しているのか。文章の推敲に時間をかけ、それを楽しめる余裕のある生活したいものである。日々精進。

(西 雄一郎)

子どもの日記念行事

少年法は、本当に「甘い」のか

5月14日、子どもの日記念行事として、「少年法は甘いのか?」として『刑罰』ではなく『教育』なのか、少年法年齢引下げ問題について考える」と題するシンポジウムが、当会主催、日弁連・関弁連共催で当会会館にて開催された。

少年法の年齢引下げ賛成? 反対?

近年、「少年法が甘い」という意見がある中、少年法の18歳未満への適用引下げの議論がされている。本行事は、少年法について多様な観点から再考する催しとなった。

はじめに、石野百合子会員から、少年法の手続や年齢引下げ問題に関する議論の状況等について、概括的なレクチャーがあった。政府・与党の議論、各団体や日弁連の意見等が紹介され、年齢

現役学生と「元少年」のディスカッション

前半は、現役の学生(大学生と高校生)、非行経験のある「元少年」の方々とゲストを迎え、パネルディスカッションが行われた。

元少年の男性は、少年院在院中、重い障害を残すけがをさせてしまった被害者宅に謝罪に赴き、「大変なことをしたと心から気づいた」経験を語

った。少年院に帰った後、職員への支えの下で、自身に正面から向き合えたという。

現役大学生の女性は、「18歳はある程度別がつき社会的に責任があるというイメージでしたが、(成人と同じ)大きい罰を与えるより、(自身に)一から向きあうステップを踏んだ方がいいとの考えに変わった」と述べた。

非行から更生した元少年の生の声には説得力があり、議論の渦中にある世代から、忌憚のない意見が飛び交った。

少年事件を支える専門家達のリーディング

大盛況だった会場の様子

後半は、新聞記者、被害者支援に取り組み弁護士、付添人活動を続けてきた弁護士、元少年の親、少年院院長を登壇者として迎え、各立場からのリーディングが行われた。年齢引下げの議論の仕方、問題点、現場で見た18、19歳の実情、年齢引下げがもたらす影響等に



司会の金子会員(左)と意見を述べる学生達

ついて、多面的に語られた。この年代の少年は、周りの大人達が関心を向け対応することで、いかようにも変わる可能性がある」と同時に、年齢引下げにより、こうした立ち直りのきっかけが失われるおそれがあることが浮き彫りになった。

本行事には、市民の方々を中心に、110名を超す参加があった。また、複数のメディアが行事の内容を報道し、参加した国会議員が後日の委員会での問題をとり上げる等、大きな反響があった。

一人一人が考えるきっかけに

年齢引下げ賛成論の根拠として、少年事件が増加し凶悪化しているという考えがあるが、実際には、全体の事件数も重大事件数も減少し続けている。また、選挙権年齢引下げに合わせるべきかどうか、選挙制度の目的と少年法の目的は全く異なる。

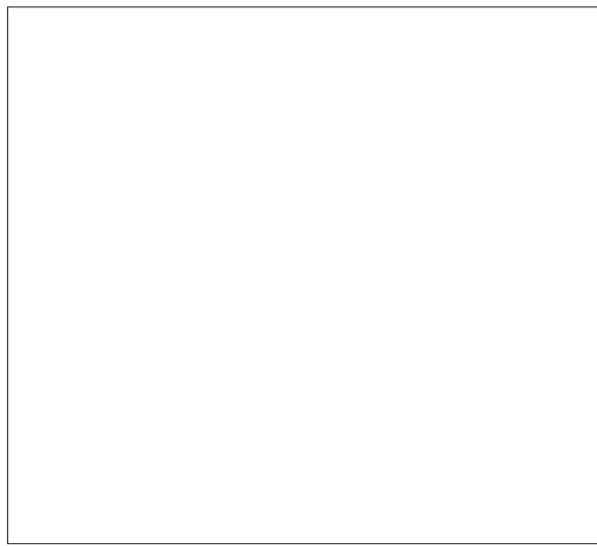
少年法が「甘い」か否かは、一面的に捉えるのではなく、少年法の意味やその実情、特に18、19歳の処遇の実態を知った上で判断するべきであろう。(会員 秦野 寛子)

憲法問題シンポジウム①

国家緊急権学習会

～本当に必要? 「緊急事態条項」～

5月26日、日弁連憲法問題対策本部副部長の伊藤真弁護士を招き、緊急事態条項の必要性についての講演会が開催された。講演では、日本国憲法



熱弁をふるう伊藤真弁護士

制定の経緯と理念について、豆知識を交えながら説明がなされ、続いて、ナチス体制等多数意見が重大な過ちを犯した歴史上の実例を取り上げ、多数によっても奪えない価値(人権、平和)を定め、政治権力を憲法で制限するという立憲主義の意義について話があった。その後、本題である国家緊急権について、国民が自らの人権を守るために行使する抵抗権と異なり、国家緊急権は国家が自らの存続のために行使するものであって、本質的に国家の都合で行使される危険があること、諸外国においては、国家緊急権は戦時を想定して定められているが、濫用されてきた歴史を踏まえ、議会や司法の統制による厳格な制限が指向されていることが解説された。

伊藤弁護士によれば、日本国憲法に国家緊急権が定められていないのは、明治憲法下の濫用の歴史を反省し、戦争放棄を定めたことと表裏一体であるとのことである。国家緊急権は災害時を念頭に置いて語られることがあるが、伊藤弁護士は、被災自治体に本当に必要なのは情報と自治体の裁量権であって、災害対策に必要な内容は既に法律が整備されていることから緊急事態条項は不要であり、むしろ平和主義を破壊する危険性が高いことを指摘した。講演は2時間の中に大変濃密な内容が盛り込まれており、事前の想定を大幅に超える参加者が集まる盛況なシンポジウムとなった。(会員 齋藤 由也)

憲法問題シンポジウム②

辺野古・米軍新基地建設の問題を考える

5月30日、日本自然保護協会の安部真理子氏と沖縄弁護士会の金高望弁護士を講師に迎え、人権擁護委員会、公害・環境問題委員会、憲法問題対策本部の3委員会の共催で、辺野古基地建設問題を考えるシンポジウムが開催された。

安部氏は、辺野古大浦湾が、絶滅危惧種のジュゴン、サンゴ群集、海草藻場、マングローブ、干潟などが大きな1つのセツトになって微妙なバランスを取りつつ存在していることや、生物多様性豊かな、しかし脆弱な自然であることを、美しい海の写真を示しながら紹介した。そして、埋立土砂を県外から搬入するこ

とによる外来種の混入が、生態系に及ぼす危険を指摘した。金高弁護士は、前知事の埋立承認を現知事が取り消したことに關して、法的手続の問題点を解説した。また、国が提訴した代執行訴訟について、3月に成立した国と県との和解の意義を説明するともに、今後の展望も示した。

特に、裁判所が、改正地方自治法の下、国と県とは「対等・協力」の関係であり、基地問題は「沖縄を含めオールジャパンで最善の解決策を合意して、米国に協力を求めるべきである」として和解を勧告し、国が受け入れたことなど、沖縄県外ではあまり報道されていない事実についても詳しい解説があった。複数の訴訟が併存する複雑な案件であったが、金高弁護士の分かりやすい説明に、100名を超える参加者

講師の安部真理子氏(右)と金高望弁護士

は熱心に耳を傾けていた。講演後は活発な質疑応答が交わされ、予定時間を過ぎて質問が相次ぐ、充実したシンポジウムとなった。(会員 関守 麻紀子)

暴力団被害無料電話・来所相談会開催

暴力団被害をなくすために



5月27日、当会会館において「暴力団被害無料電話・来所相談会」が開催された。

これは、暴力団員等による民事介入暴力事案に対し連携することを協定している神奈川県警察、

(公財)神奈川県暴力団放推進センターと当会が共催で実施しているもので、今年で3回目を迎えた。

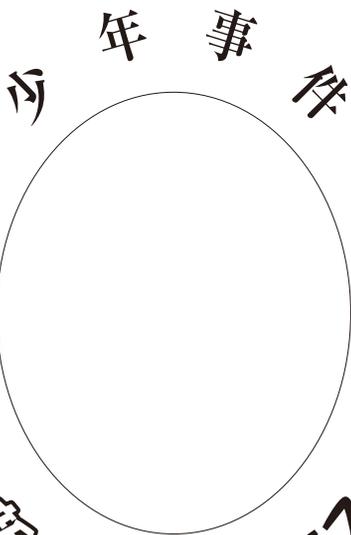
被害相談を受ける相談員

暴力団員等は、近年の法や条例の整備、取締りの強化により減少していると言われているが、いまだ根絶には至っておらず、不法な行動による市民や事業者の被害もなくなっていない。しかし、市民や事業者が被害の存在を申告しにくいこともまた現実であることから、そういった隠れた被害者が相談しやすい環境を作るといった目的での相談会は実施されている。

また、近時県内を含む全国で六代目山口組の分裂に伴う抗争とみられる事件が頻発していること

始まり、初めて詳しい犯行の様子や少年たちの成育環境を

遺族の意見陳述を聞いて、生前的上村さんの生き生きした



こちら記者クラブ

横浜で警察・司法担当を務めて約2年になる。最も印象に残ったのは川崎市の多摩川河川敷で中学1年生の上村遼太さんが殺害された事件だった。

事件発生時は報道が過熱。逮捕された少年たちの供述のひとつでも分かれれば大きく報道したが、これでいいのかと葛藤していた。供述のごく一部や周辺の取材だけでは、事件の本当の背景は分からないことが多かったからだ。また、大々的に報じるから「少年事件の増加・凶悪化」という誤ったイメージを読者に植え付けてしまうのではないかと考えた。

事件から約1年後に裁判が

知った。周囲の大人や社会と切り離されたような少年たちも被害者だと思った。一方で、様子や表情が浮かんだ。そんな大切な上村さんを亡くした遺族の悲しみや怒りは少しも

薄れていないようだった。傍聴しながら、どんな言葉も漏らしたくなくて必死にメモを取り、腕の感覚がなくなるほどだった。

それでも限られた行数に盛り込める内容は少ない。殺人などの罪に問われた少年の裁判で、仕上がりには納得できなかった原稿があり、何年かぶりに悔し涙が出た。それくらい伝えなければならぬことが多かった。

裁判を通して社会に訴えられることは多い。傍聴しているだけでは分からないこともあるので、できるだけ取材材応をお願いします。

(東京新聞 横浜支局 記者 猪飼 なつみ)

理事者室 だより

後進の未来への責任

副会長 安達 信

会から、傳田真梨 挨拶をするという大事な役割を担っている。

6月4日快晴の青空の下、新潟港から高速船に乗って1時間、海の先に美しい稜線の山並みが見えてきた。佐渡島だ。佐渡ひまわり基金法律事務所所第4代所長として、当

か。不祥事対策は大事だが、それだけでは足りない。弁護士会は既に社会に一定の影響を持つ存在である。この弁護士会が「生き生きと活動すること」は、個々の弁護士に対する社会の期待や信頼の更なる醸成に必ずや役立つと信じている。

新時代突入!?

会員 吉田 正穂 (59期)

近年、常議員会に関する状況変化が著しい。

加えて、従前は、各修習期ないし各支部から代表者が常議員に立候補したり、会務の継続性に対する配慮から前年度の会長・副会長が次年度の常議員を務めたりし、立候補予定者間の話し合いを行ううちに定数と立候補者数が一致してゆくという慣例があった。

まず、会員数増加を反映して、昨年度から常議員の定数が35名から40名に拡張されている。また、一昨年度及び昨年度の第1回期日においては、例年立候補1名にてすんなり指名に至る議長選任手続が、無記名投票により決せられるという、滑り出しから波乱含みの様相を呈したと聞き及んでい

慣例では収まりがきかなくなり、本年2月上旬、当会の歴史上初めての常議員選挙が行われるに至った。

常議員会

この数年の状況変化が、議論の活性化につながり、4月に会名を変更した当会が名実ともに新たな時代を迎えられますように!

刑事弁護研修会

刑の一部執行猶予制度とは？

5月10日、当会会館にて、第二東京弁護士会所属の水野英樹弁護士を講師に招いて、刑の一部執行猶予制度の研修会が開催された。

刑の一部執行猶予制度は、本年6月1日言渡し判決の中間刑のように考

えられているようだが、実際は、実刑の形態である。実刑を受け終わり、そのまま社会に戻るよりは、実刑期間の一部を更生保護プログラム

に、①薬物処遇プログラム、②性犯罪処遇プログラム、③暴力防止プログラム、④飲酒運転防止プログラムが用意されている。

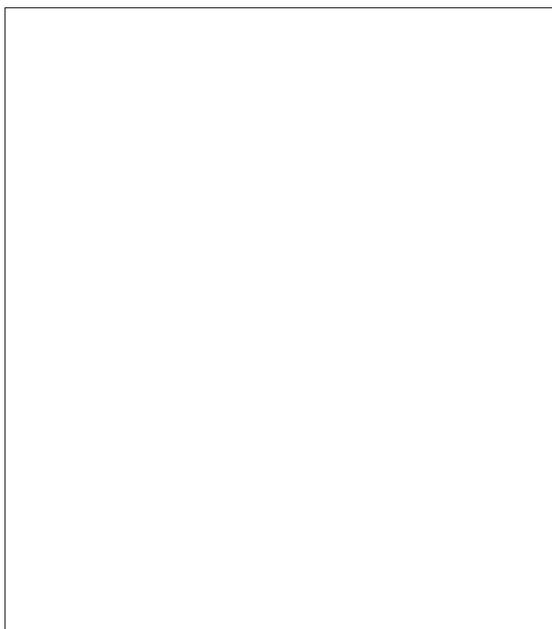
なお、特別法の薬物犯罪の一部執行猶予の場合には、刑法犯のそれと異なり、前科に関する要件がない点と、保護観察が必須的である点に特色がある。

もつとも、水野弁護士からは、実際に裁判官が刑の一部執行猶予を付す場合、刑法犯でも保護観察をほば付するであろうし、また、当初は、本制度が適用される事例は薬物犯罪がほとんどではな

いかとの見通しが示された。更に、水野弁護士からは、今後、弁護人が一部執行猶予を求める場合、その必要性(再犯のおそれ、社会内での有効な処遇の存在)と相当性(被告人の更生保護プログラムを受けようとする意欲、処遇を受ける環境の存在・調整)は、弁護人が主張・立証していくことになる

との指摘があった。この点は、刑事弁護人として、しっかりと心構えを持ち、準備しなければならないことであろう。

始まったばかりの制度ではあるが、被疑者・被告人の再犯防止のためにも、弁護人が刑の一部執行猶予制度や更生プログラムの内容をしっかりと理解し、適宜、制度を利用できるようにしておくことが望まれる。



講演する水野英樹弁護士

したがって、一部執行猶予の付される期間は、実刑を重くもしないし軽くもしない、言ってみれば実刑と同じ負担感のある期間になる見込みである。

保護観察所の保護観察を受けることになる見込みである。

更生保護プログラム受講のために用いて再犯防止に役立つであろうという制度である。

生保護プログラム受講のために用いて再犯防止に役立つであろうという制度である。

更生保護プログラム受講のために用いて再犯防止に役立つであろうという制度である。

更生保護プログラム受講のために用いて再犯防止に役立つであろうという制度である。

更生保護プログラム受講のために用いて再犯防止に役立つであろうという制度である。

景品表示法の課徴金制度に関する説明会

景品表示法が、不当表示に関する課徴金制度の導入等の改正を受け、4月1日に施行された。また、消費者庁より、同法の運用方針(ガイドライン)が公表されている。

これらの動きにより、景品表示法は、消費者と事業者双方にとってより知っておくべき法律となった。

そこで、5月17日、当会独占禁止法研究会は、消費者庁表示対策課景品・表示調整官の原山康彦氏を招き、「景品表示法の課徴金制度について」と題する説明会を開催した。

説明会では、今般の課徴金制度導入の趣旨及び同制度の概要、課徴金納付命令の対象となる行為、課徴金額の算定方法、返金措置の実施等の法改正の概要、政令、内閣府令及びガイドラインの概要に関して、説明があった。

ガイドラインについては、課徴金納付命令の対象となる行為、課徴金額の算定方法、課徴金納付の免責事由等について説明があり、とりわけ免責事由等については、具体的に想定される事例等を交えながら、詳細な説明があった。

説明会後の質疑応答では、課徴金納付命令等に関する事前の手續保障や、返金措置と課徴金納付命令との関係、事業者が返金措置を講じるインセンティブ、返金措置の具体的なあり方などについて、参加者から、活発に質問が出された。

当局より説明を受けられる貴重な機会であり、参加者の景品表示法に対する理解が深まる説明会となった。

説明会後、参加者から、活発に質問が出された。当局より説明を受けられる貴重な機会であり、参加者の景品表示法に対する理解が深まる説明会となった。

私の赤い日常の自分と異なる「自分」

会員 橋本 信行

先日、動画サイト「かなべんチャンネル」に出演した。「弁護士だけマジシャン」で検索を!

「弁護士の仕事をしている時より、マジックを演じている時の方が堂々と、生き活きとしているよ」と、よく知人からは

言われる。そうかもしれない。今までの人生の半分近くをマジシャンとして過ごしてきたわけで、すでにマジックを演じているときの自分は一つの人格を形成している。近代奇術の父ロベール・ウーダンがこう言っている。「マジシャンとは魔法使いを演じる役者である」と。してみると、マジシャンが役者と同様に一つの人格になりきるのとは当然のことである。

一方で、ダイ・バーノンという名人がこう言っている。「自然であれ、それはあなた自身であれ」と。この言葉は、通常、マジックにおいて、ある動作を行うふりをする技法を習得するときには、その

動作を本当に行っている自分自身をよく観察しそれに近づけよ、という、技法習得の基本として解釈されることが多い。しかし、実際には、もっと全人格的に、その演者の所作、立ち居振る舞いとしてそれが本心にその人のものであり、自然かどうかという命題を含んでい

る。前述のように、マジックを演じている時には、明らかに日常の自分と異なる、マジシャンとしての自分があることは自覚している。あるいは、法廷での自分も日常の自分とは異なる。あるいは、法廷での自分も日常の自分とは異なる。あるいは、法廷での自分も日常の自分とは異なる。

「自然であれ、それはあなた自身であれ」と。この言葉は、通常、マジックにおいて、ある動作を行うふりをする技法を習得するときには、その

動作を本当に行っている自分自身をよく観察しそれに近づけよ、という、技法習得の基本として解釈されることが多い。しかし、実際には、もっと全人格的に、その演者の所作、立ち居振る舞いとしてそれが本心にその人のものであり、自然かどうかという命題を含んでい

編集後記

新聞の購読者が減り続けている。特に若者の新聞離れは顕著だ。確かにネットで簡単に情報を収集できる世の中になったが、圧倒的な情報量と情報の質のばらつきに目が回ってしまう。

題字が変われど、紙媒体で有り続ける大切さかな。

デスク 三谷 淳
記者 早川 和孝
中島 慶子
高橋 健二
田淵 大輔
波田野警子
安達 慎司
西雄一郎

神奈川県弁護士会 川崎法律相談センター

電話/044-223-1149 予約受付時間/平日 9:30~17:00 (火・木は19:30まで、土・日・祝13:00~17:00)

- ◆総合相談 (30分以内・5,000円)
 - 月・金 10:30~12:30 13:30~15:30
 - 火 17:00~19:00
 - 水 10:30~12:30
 - 木 13:30~15:30
 - 土・日・祝 13:30~16:30
- ◆債務整理相談 (30分以内・無料)
 - 火 13:30~15:30
 - 木 17:00~19:00
- ◆離婚相談 (30分以内・5,000円)
 - 第1・第3火 10:30~12:30
- ◆交通事故相談 (30分以内・無料)
 - 第2・第4水 13:30~16:00
- ◆相続相談 (30分以内・5,000円)
 - 木 10:30~12:30

土曜・日曜・祝日も相談を行っています

インターネット予約はひまわり相談ネットから

